

「災害時におけるごみ焼却施設への 薬品供給の協力に関する協定」 をエスケー化学株式会社と横浜市が締結！

ごみ焼却施設では、公害防止等を目的として様々な薬品を使用しています。

災害発生時には、これらの薬品の入手が困難となることも想定されます。災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することは、速やかな復旧・復興にもつながります。

そこで、薬品供給の協力に関しては横浜市初となる「災害時におけるごみ焼却施設への薬品供給の協力に関する協定」を、エスケー化学株式会社と締結いたしました。

1 概要

エスケー化学株式会社は、横浜市ごみ焼却施設等への化学工業薬品供給を通して地域の発展と環境問題のサポートに貢献しています。

横浜市では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定したところですが、災害時のごみの焼却に使用する薬品の確保が課題となっていました。

公民連携し災害に立ち向かうことが、市民生活の早期復興につながると考えています。

2 協定書

別添のとおり

3 協定締結期間

平成30年11月1日（木）から1年間

（その後どちらか一方から協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日翌日から1年間協定を更新する。）

4 協定締結式

平成30年11月1日（木）に協定締結式が行われました。

出席者：エスケー化学株式会社 代表取締役 岸村 恒久様
横浜市資源循環局 適正処理計画部長 河井 一広



左 岸村代表取締役 右 河井部長

お問合せ先

資源循環局施設計画課長 鈴木 伸明 Tel 045-671-4145

資源循環局施設課長 八鍬 浩 Tel 045-671-2527

災害時におけるごみ焼却施設への薬品供給の協力に関する協定

横浜市とエスケー化学株式会社（以下「協力者」という。）とは、災害時における薬品供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し横浜市内に甚大な被害を受けた場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、横浜市のごみ処理継続に必要な薬品の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 横浜市は、災害時のごみ焼却において、ごみ焼却に必要な薬品の補給が必要となったときは、協力者に対して薬品供給の協力を要請することができる。要請を受けた協力者は可能な限り協力するものとする。

（協定に基づく要請及び契約）

第3条 災害時の薬品供給の要請は、横浜市が口頭により行い、相手側の承諾をもって成立する。なお、横浜市契約規則第34条第3項第3号により、契約書の作成を省略することができる。

2 横浜市が協定に基づく要請を行った場合の要請内容の確認に必要な連絡、通知は様式1による。

3 協力者は、契約履行後速やかに要請内容の確認に必要な要件を記載した見積書または請書その他これに準ずる書類を提出する。

（協力承諾）

第4条 協力の承諾については、協力者が横浜市に口頭、電話等により連絡後、速やかに、災害時における薬品供給に関する協力要請に係る承諾書（以下様式2とする）を横浜市に提出するものとする。なお、緊急時においては様式2を省略できる。

薬品供給活動を履行するにあたり、協力者は当該施設職員の指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 協力者がこの協定に基づく契約により要した費用については、横浜市が負担するものとする。

2 前項における費用の決定にあたって、協力者は業務履行後、算出根拠となる業務内訳書を横浜市に提出し、横浜市及び協力者が協議して決定するものとする。

（事前体制）

第6条 横浜市、協力者双方は、毎年4月1日を基準日として連絡者氏名、連絡先及び組織体制をその年の4月末日までに互いに文書で提出するものとする。なお、代表者等の変更があった場合はその都度、速やかに連絡し、文書を提出すること。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、横浜市及び協力者が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1箇月前までに、横浜市又は協力者の一方から文書で協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（連絡会議）

第9条 横浜市及び協力者は申出により、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、横浜市及び協力者双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年11月 1日

所在地 横浜市中区港町1-1

横浜市 市長 林 文子 印

所在地 横浜市栄区笠間2-22-29

協力者 エスケー化学株式会社

代表取締役 岸村 恒久 印